平成２７年（フ）第２４７２号
大阪府摂津市正雀２丁目12番２号
債務者　佐藤　良輔
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６９２号
大阪市東成区大今里４丁目５番２号
債務者　關　　正人
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村いづみ
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２５号
岩手県一関市石畑１番２号　ハイツ水上３
債務者　佐藤　良美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１１３号
千葉県四街道市大日311番地４
債務者　太田　芳克
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１２３号
千葉県成田市加良部１丁目８番地　313号室
債務者　奥田　広美
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３１号
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋７番地
債務者　木村　征子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３２号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地５棟305号
債務者　岩崎　靖生
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４５号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2465番地の13
債務者　福丸　英俊
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
三重県志摩市大王町波切1473番地４
債務者　中井八代美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
沖縄県那覇市若狭３丁目22番２号　丸石アパート302
債務者　盛島　紀仁
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５９号
岩手県北上市上野町１丁目24番６号　菅原ハウスＣ棟
債務者　滝田　恵美（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第６０号
岩手県北上市柳原町１丁目６番19号　プチハウス柳原Ｂ－106号
債務者　冨田　貴晴
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１０１号
相模原市中央区千代田７丁目13番21号
債務者　井上めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８３号
さいたま市西区三橋６丁目1275番地１　ウエストパーク三橋103号室
債務者　宗形　光裕
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
さいたま市西区三橋６丁目1275番地１　ウエストパーク三橋103号室
債務者　宗形千恵美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０３号
埼玉県戸田市笹目１丁目31番地の13　秀栄荘201号室
債務者　下薗真誇都
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区２棟102号
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
埼玉県行田市本丸19番３号
債務者　海谷　祐太（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部